

「滋賀県人権施策推進計画～すべての人が輝く滋賀をめざして～」(原案)の概要

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定、また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行う。

2 計画の性格

- (1) 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

3 計画の期間

平成28(2016)年度から平成37(2025)年度まで(10年間)

4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況として、報告し、公表する。

第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

- ・命を大切に、安心して暮らせる社会
- ・一人ひとりが輝く社会
- ・多様性を認め合う共生社会
- ・ともに支え合う協働社会



※下線は、現行計画からの変更がある部分

第3章 人権施策の推進

- ・あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進する
- ・人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

I 基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発

- (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方
 - ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
 - ・一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
 - ・さまざまな個性や価値観を認め、他者の身になって考え行動できる態度を身につける
 - ・自発的な学習のための環境づくり

(2) 人権教育

- ① 家庭教育
 - ・人権教育推進のための基礎
 - ・人権学習の具体的展開
 - ・豊かな実践のために

③ 社会教育

- ・学習環境づくり
- ・人権教育の具体化

(3) 人権啓発

- ① 県民に対する人権啓発
 - ・多様な啓発媒体の効果的な活用
 - ・共感を生む教材の作成
 - ・自主的な学習の支援と県民活動の促進
 - ・人権啓発の実施主体との連携
- ② 事業者に対する人権啓発
 - ・人権が尊重される明るい職場づくりの推進
 - ・公正な採用選考システムの確立

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

- ・総合的な相談窓口の設置・運営
- ・専門的な相談窓口の充実
- ・相談機関の連携
- ・相談窓口のPR
- ・相談員等の資質向上と体制強化

II 重要課題への対応

1 対象者別

1 女性

- ・家庭・地域における男女共同参画の推進
- ・働く場における男女共同参画の推進
- ・安心して暮らせる社会づくり
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

4 障害者

- ・「ともに暮らす」
- ・「ともに学ぶ」
- ・「ともに働く」
- ・「ともに活動する」
- ・共生のまちづくり

7 患者

- ・医療福祉提供体制の整備
- ・安全、安心な医療福祉サービスの提供
- ・正しい知識の普及啓発等
- ・難病患者への支援の充実
- ・総合的な保健・医療・福祉施策の推進

2 子ども

- ・子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・社会全体で子育て・子育てを支える
- ・不登校への対応
- ・いじめへの対応
- ・ひとり親家庭に対する支援の推進
- ・子どもの貧困対策の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

5 同和問題

- ・同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- ・地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- ・えせ同和行為の排除
- ・同和行政の総合的な推進

8 犯罪被害者等

- ・平穏な日常生活への復帰の支援
- ・犯罪被害者等を支える社会づくり
- ・施策推進のための体制整備

3 高齢者

- ・健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- ・医療福祉・在宅着取りの推進
- ・地域包括ケアの推進
- ・認知症対策の推進
- ・高齢者虐待の防止と権利擁護
- ・総合的・計画的な高齢者施策の推進

6 外国人

- ・こころが通じるコミュニケーション支援
- ・安心して暮らせる生活支援
- ・活力ある多文化共生の地域づくり
- ・総合的・計画的な多文化共生施策の推進

9 その他

- ・ホームレス
- ・刑を終えて出所した人
- ・性的マイノリティ(性同一性障害・性的指向)
- ・アイヌの人々
- ・拉致被害者等

2 その他

1 個人情報の保護

- ・個人情報保護制度の啓発
- ・個人情報の苦情相談への対応

2 インターネットによる人権侵害

- ・インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発
- ・差別書き込みやネット上のいじめへの対応
- ・関係機関・団体と連携した取組の推進

3 ヘイトスピーチ

- ・情報の収集と啓発

4 災害発生時の人権問題

- ・要配慮者の避難支援体制の強化
- ・広報・啓発の推進
- ・総合的・計画的な関連施策の推進

第4章 推進体制

1. 庁内における推進体制
2. 人権に関わりの深い職業従事者等の人権研修
公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
3. 国、市町、NPO(民間非営利組織)等との連携

